日本経済新聞　2011年（平成23年）7月31日（日曜日）



# 海外で社会保障活用

旅行や仕事で海外に滞在しているときでも、公的な社会保障制度を活用できる。病気やけがをした際に医療費の一部が払い戻されたり、年金保険料を日本と外国で二重払いしなくてもよい仕組みがあるなど、使える制度は意外と幅広い。夏休みの旅行から長期の赴任まで、海外滞在中の経済的な負担を軽減できる主な制度をまとめた。

## 旅行　現地での治療は？

### 健保で一部払い戻し

海外の旅行先や仕事先では、日本と比べて医療費が高額になりがちだ。急病やけがへの備えとしては、損害保険会社が取り扱う任意加入の「海外旅行保険」があるが、公的な健康保険にも「海外療養費支給制度」という仕組みがある。

この制度を使えば、急病やけがにより滞在先の医療機関で治療を受けた際、費用の一部を払い戻してもらえる。医療費を自己負担した後、加入する健康保険に所定の書類を提出して申請。支給が決まれば申請者が指定する日本の金融機関の口座に振り込まれる。

社会保険労務士の多田智子さんは「この制度は海外旅行保険の補償の対象外となった医療行為の費用にも適用される」と指摘。旅行前に申請書などの準備をしておくことを勧めている。

申請には治療を受けた本人などが記入する「療養費支給申請書」のほか、現地の担当医師が記入し治療内容を証明する「診療内容明細書」、診療にかかった医療費の明細書の「領収明細書」、領収書の原本などの提出が必要だ。診療内容明細書と領収明細書には英語が併記してあり、外国人の医師でも記入できる。

提出書類は加入する健康保険の窓口で入手できる。中小企業の会社員が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）など、サイトから取得できるところもある。

多田さんが指摘するように、書類は海外旅行に出発する前に入手しておいた方が便利だ。現地での診察時に医師に手渡せるので、帰国後に郵送してやりとりする手間が省ける。

申請は担当窓口で本人や代理人が帰国後に書類を提出するほか、郵送でも受け付ける。旅行時に持参すれば海外に滞在したまま郵送で申請できる利点もある。

海外療養費として支給するのは医療費の7～9割。日本で医療行為を受けた場合と自己負担の割合は同じで、例えば現役世代なら自己負担は3割となる。

ただ実際に負担した医療費の大半を賄えるとは限らない。現地で支払った額が、日本で同様の医療を受けた場合の診療報酬の点数をもとに算定した額より高い場合は、日本の算定額を医療費とみなす決まりがあるからだ（図A参照）。

例えば現地で支払った医療費が200万円でも、診療報酬をもとに算定した額が30万円なら、支給されるのはその7割の21万円（現役世代）だけ。残りの約180万円は自己負担する必要がある。逆に支払った額が日本での算定額よりも安い場合は、支払った額の7～9割を支給する。

海外療養費は民間の海外旅行保険の補償の対象外となることが多い「歯科治療」「日本で発症した持病の治療」などの費用でも支給する利点がある。

医療費が高額になりがちな海外に渡航する際は、実際に支払った費用に基づいて補償する民間の海外旅行保険に入った方が安心だ。海外旅行保険は医療費の請求手続きが比較的簡単だというメリットもある。

一方、海外療養費の申請書類も事前に準備して、海外旅行保険の補償範囲外の医療行為については、同制度を活用するのが賢い使い分け方といえそうだ。

海外療養費の支給はあくまでも健康保険制度の一環なので、美容整形手術など日本国内で健康保険を適用しない医療行為には支給しない。医療自体を目的とした海外渡航にも適用しない。海外で支払った日の翌日から2年が過ぎると、申請する権利がなくなる点にも注意が必要だ。

**A.海外療養費の給付額**

**ケース1**
海外で実際に支払った医療費が、日本で同様の医療行為を受けた場合の医療費を上回った場合

- 海外療養費＝日本での医療費×7割
- 自己負担額＝海外で実際に支払った医療費－海外療養費

例
支払った医療費：200万円
日本での医療費：30万円
➡海外療養費＝30万円×7割＝21万円
➡自己負担額＝200万円－21万円＝179万円

**ケース2**
海外で実際に支払った医療費が、日本で同様の医療行為を受けた場合の医療費を下回った場合

- 海外療養費＝海外で実際に支払った医療費×7割
- 自己負担額＝海外で実際に支払った医療費×3割

例
支払った医療費：20万円
日本での医療費：40万円
➡海外療養費＝20万円×7割＝14万円
➡自己負担額＝20万円×3割＝6万円

（注）負担の割合は現役世代の場合、高額療養費制度は利用せず

**海外旅行者数は年間1600万人を超える**

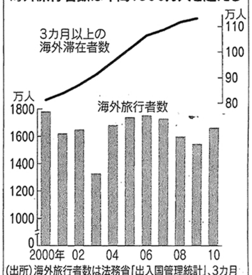


（出所）海外旅行者数は法務省「出入国管理統計」、3カ月以上の海外滞在者数は外務省「海外在留邦人数統計」

## 赴任　年金保険料は日本に？

### 協定締結国ならどちらかでOK

海外に赴任する際は、日本だけでなく現地の社会保障制度への加入も義務付けられており、両方に年金保険料を支払う必要がある。ただ外国では加入期間が短く年金の受給資格を満たせないケースが大半で、現地の保険料は「掛け捨て」になってしまうことが多い。

そこで政府は海外赴任者が日本と外国で二重に年金保険料を払う問題などを解消するため、新興国などと「社会保障協定」を締結する動きを強めている。

社会保障協定は海外で働く人同士が、年金など社会保障について不利な扱いを受けないようにするための取り決めだ。政府は現在、12カ国と締結済み。さらに11カ国と交渉を進めている（表B参照）。

社会保障協定が発効すると、日本か赴任先の国のどちらか一方に年金保険料を支払うだけですむ。

働く予定の期間が5年以内の場合は原則、日本に保険料を納め、現地では免除される。反対に5年超の場合は日本での支払いを免除する。

会社員が赴任するときは事業主が、自営業者は本人が年金事務所に申請する。日本の社会保障制度に加入していることを示す「適用証明書」の交付を受け、渡航先の国に本人が提出すれば手続きは済む。

現地の年金制度に加入していた期間と、日本の年金に加入していた期間を通算できる国も多い。例えば米国で年金を受給するには10年間加入する必要がある。米国で働いた期間が6年だとすると、日本の加入期間が4年以上あると要件を満たしたとみなされ、6年分の米国の年金が受給できる（図C参照）。

社会保障協定の内容は締結先ごとに異なる。英国や韓国などの場合、加入期間の通算はできない。

年金を請求する方法も異なる。基本的には日本の年金事務所を通じて手続きできるが、英国、韓国などは年金運用機関に直接問い合わせる必要がある。

**B.日本の社会保障協定の締結状況**

**発効済み**
- ドイツ
- カナダ
- 英国
- オーストラリア
- 韓国
- オランダ
- 米国
- チェコ
- ベルギー
- スペイン
- フランス
- アイルランド

**交渉中**

署名済み（発効待ち）
- イタリア
- スイス
- ブラジル

政府間交渉中
- ハンガリー
- インド
- ルクセンブルク

予備協議中など
- スウェーデン
- フィリピン
- オーストリア
- 中国
- スロバキア

（注）状況は2011年7月現在

**C.社会保障協定の発効で年金通算が可能に**

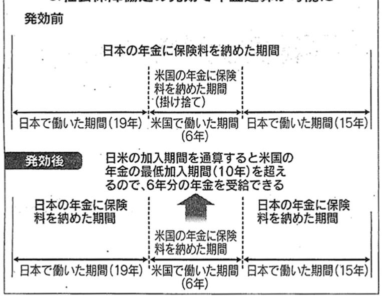


## 出張・赴任　労災に遭うと？

### 「特別加入」で補償幅広く

国内で働く人が業務中や出勤途中にけがや病気をすると、労働者災害補償保険（労災保険）が適用され、保険金を受けられる。日本企業に雇用されている人が海外で働いているときに、労災に遭ったらどうなるのだろう。

実は商談や会議などの理由で出張している時は、国内の事業所に所属しているため労災保険の対象となる。一方、海外の事業所で働くために赴任した場合、何もしなければ対象外。ただ「海外派遣者の特別加入制度」という仕組みがあり、申請すれば労災保険の適用を受けられる。

この制度の最大の利点は、多くの企業が利用する民間の海外旅行保険と比べて補償範囲が広い点だ。海外旅行保険は病気やけがの治療費は補償しているが、働けず賃金を受け取れない場合の休業補償は受けられないのが一般的だ。一方、労災保険の特別加入制度を利用すれば、休業補償を受けられる。

事故や病気で障害が残ったり死亡したりした場合も、本人や遺族が年金や一時金を受け取れる。

労働者のほか、現地の事業所の労働者数が一定規模を下回れば経営者として赴任しても加入できる。事業主が労働基準監督署に必要書類を提出すれば申請できる。

赴任する本人が加入しているかどうかは、勤務先の労務担当者を通じて確認するとよい。

海外で働く際、現地採用された場合は注意が必要だ。特別加入制度も含めて労災保険は適用されない。

（藤井良憲）